料金別納郵便

「アイ・エー経営者通信 | 送付のご案内

小暑の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立て を賜り厚くお礼申し上げます。今月も「アイ・エー経営者通信」をお届けします。

94%

皆さまのお手元にあるスマホ。普及率が今年94%になるという見通しだそうです。そもそも30年前には携帯電話でさえ一部の人しか携帯していなかったと思いますが、スマホについては2010年には4%程度だったのが、15年に5割、19年に8割、21年には9割を超え今に至ります。iPhoneがスティーブ・ジョブズのプレゼンで発表されたのが2007年、翌08年に日本で発売になりました。当時、画面の触り方もわからず、爪で触っても反応せず、ボタンを押しても感覚が無いことに戸惑い、ポケットに入れておくといつの間にか(知らないうちに)電話を掛けまくっていたり。今でこそずいぶん慣れましたが、たった15年程度の歴史しかないのに、進化のペースは凄まじいのは皆さんが感じておられる通りです。

116.36 円

年初のドル円相場、5年ぶりの円安ドル高から2022年がスタートしました。4月122円に突入し今では135円。この半年で20円もの急激な円安。本当にいろいろな所に影響が出ていることを体感せざるを得ない状況です。アメリカは金利を大幅に上げる動きになっていますが、社会情勢の動きが色々ありすぎてついていけていません。一説には、供給が安定するのは2024年と言われている半導体の状況はどうなっているのでしょうか?この円安は輸出企業にプラスに作用しているのでしょうか?外国人観光客の受入れは徐々に増やすと聞いていますが、以前のようなインバウンド需要に戻るのでしょうか?インフルエンザやサル痘も不気味な動きを見せていますが、次なる感染症の広がりにならないことを祈るばかりです。

変化の速さ

物価上昇、人口の減少など、変化のペースは今までと比べると異常な速さになっています。これらの変化は状態だけでなく価値観の変化も伴っています。誰でも変化に対して抵抗感があると思いますが、うまく受け入れていかないと会社や自分も損してしまいます。「いまどき」に適切に対応できず失敗している案件は「いまだに」相次いで報道されています。最新情報はもちろん、先読みしながら時代をリードしていきたいとは思っているのですが、他人事からも学び、懸命に勉強しながら時代に付いていきたいと思っております。では今月もよろしくお願い申し上げます。

~トピックス~

4年前の新年会で、賞状ならぬ「症状」として社員を侮辱した住宅会社が提訴されました。4年前、まだパワハラという言葉は無かったでしょうか?調べると、2001年に生み出された言葉のようです。ちなみに日本初セクハラ裁判は1989年でした。

当時、当然認知されていたはずのパワハラですので、他の社員はおかしいと思っても言えなかったのでしょう。亡くなった社員の奥様のコメントー部です。「注文住宅はお客様家族の幸せと夢が詰まった場所。それを販売する会社なのにとても残念。お客さんであっても社員であっても、誰かの大切な家族だということが…。」

尼崎市での USB メモリ紛失による個人情報流出問題。こちらも多く報道されましたが、記者会見でパスワード桁数を言ってしまったのが印象的でした。当事者はまさかこんなことになると思っていなかったでしょう。

どちらも、聞いた時には「えー、今どきそんなことってある?」という感想を持たれた方が多いと思います。そう思うことがコンプライアンスの原点で、その遵守を当たり前にすることが大切なのだと再認識しました。問題が起きてからの記者会見では何を言っても叩かれていますが、それを見るのも勉強になります。もちろん問題を起こさないように…。(浅井)



(文月) JULY 18日・海の日 0 火 1 2 3 4 5 6 7 8 10 11 12 13 14 15 16

20

27

21

28

22

29

23

30

ワンポイント 消費税専門官の増設

19

26

17

24

31

18

25

国税庁では、消費税の虚偽の書類を作成し、 架空の課税仕入れを計上する等による不正還 付への対応に特化した「消費税専門官」を昨年 から主要税務署に配置しています。今年7月 からは、東京・大阪・名古屋国税局などの内 部にも新設するほか、配置する税務署数の拡 大や増員により体制強化を図っています。

● 7月の税務と労務 ●

国 税/6月分源泉所得税の納付 7月11日

国 税/納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月 分)の納付 7月11日

国 税/所得税予定納税額の減額承認申請

国 税/所得税予定納税額第1期分の納付 8月1日

国 税/5月決算法人の確定申告(法人税・消費税 等)、11月決算法人の中間申告 8月1日

国 税/8月、11月、2月決算法人の消費税の中間 申告(年3回の場合) 8月1日

地方税/固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日

労務/社会保険の報酬月額算定基礎届 7月11日

労務/労働保険料(概算・確定)申告書の提出・(全 期・1期分)の納付 7月11日

労 務/障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日

労務/労働者死傷病報告(4月~6月分) 8月1日

うケースが活況です。小規模買収です。小規模買収です。小規 買収を指すことが多く 質収を指すことが多く でしいことではありま が300万円を下回 が300万円を下回 が多しいことではありま ネット 収を指すことが多く、が1億円未満の企業や、決まってはいませんが く 近、 って経営者になる!」とい Ò 上 でや 売買が成立して イン りとりされ、 マッチングサイト 側と買収する側を出ありませんが、売といませんが、成約金で、成約金で、成約金で、水の金でである。 ターネット は、 M & A いわゆる、 います 情報 融 で会社 実報が 機 財関

> えば す。 略の個 る たことが あ 化伸 人た り注 従業員への賃金が未払その反面、買収後に、 介サ がめ L 参 て手数 丰 仕意が必要です。 イ 加 数 ١ するイン で 数料を抑[、] が は、 膨 5 ター み えてい 続きを ま 0) ネット たと 事い が ま 例だ 簡

M & Α の 増 加 の 背

しくみていきましょう。

とMに始が迎 を資ま多え 社を承を譲継 よるものです 0 温まった金融の 多 &Aを考える企 え に渡したい企業と、買問題を解決するため 7 営者の 発展させたい いこと」、 の2点です。 e y る が理 血れ投資 が引 曲 0 緩 $\overline{2}$ 後 は、 和 継 0) 企業 つまが 0 0) 策により市 者時 ĭ 不期団 なり、事業 環とし $\overline{2}$ 足を塊 0) 貝収で会社 年から の企 大量 増 0) 加 世 に 7 場 業 に代

生 政がれ 府も として M&A 税制を盛 産 関 7 現 在、 $\frac{2}{0}$ いる 係するものは 向 Μ M 年 間 約 2 1 年 &Aによる中小 上 0) 実現 度は中小 Ø 4 のうち中 およそ7 を狙 小企業 施ってお 中小企業 助込 割 で、

|や法令順守

を受けて

売り手の

で

金

思われた ま Ĺ た。 ます。 Μ こう & A は浸透 Ĺ た国 して 0) 後 押 (V くと L で

中 小 企 業 M & Α ഗ 進 め 方

ステップ ①譲 なプロセスを解 小 企 が Μ & A きる会社な 説します。 を 進 め る

会社、すな、会社、する体制を整え、 たく b です。しかし、突然事業承継対策を後回 どです。 プライアンスを 好、 くことが る会社」でなくてはなりませ 想定 れる会社とは、 会社 成長 検討する なる魅力的 してい を譲渡 公余地の 経営者 大切です。 な仕事です。売れを整えておくことは つでも事 ける は会社 が元 ある業種、 **八然訪** 後継 財 の事業承継で 回しにしがち は気なうちは しているな 務 体質 にし 者 が売 コン が良 売 て ぎる経

①るがス パ 以 ンで取り組むことで後継が下の5つのポイントを長 つかりやすく、 なります 0 まり 売 者期 n

減らしておく。 余分な資産を売却し 派表と損 益 計 無理 算 書 な借を

> んと計: T お くこと 上し を 自や 己 8 資 7 本を 利 益 厚く を き

- とえ ど人 人の名 整理しておくこと 個 ば、 人と 土 義 土地を法・ 個 法 物が、 人 人 の へ売却 あ 土資 る場合 地 産 の区 上分 す る はに・・ な個法た
- ど株主名簿を整理している場合は集約しまはいないか、株式 ど株 体主が分散し
 が在不明の株 しておく して お くこ な
- してい くこと 社 制 コン 法 . . オンプラ • 労働法など法律に違 ラ 守は基 1 ア ンス 本 であ 順 り守 お反会体
- に 何 組 る程 織作 おくこと 育 で日 りか織 度 頃が 0 あ の 権 限 移譲 B 共幹社 が 有 部 が 検 社回る ï 討 社 を組長 て あ

ステップ②いく か算定する らで譲 渡できる

のことで、 まずは「企業評 どんな条件 ことで、中小企業の正業評価とは自社の なら 価 から始めます。 売れ 0) 0) 価値算定 る & 0) Α か は

算で価 定あに ま 資 よ企をまほ ず。 る 産 る営業権 換 額株評 の営業権を加え 授算しそこに 会 なする式 + 価価 - 営業権 <u>算</u> 定なりけ渡 多 えた企 業 際で こに行 価収産採時&

です。 ののプレゼンテーション青は譲渡側の会社を紹企安書」を作成します。企好をおかられた。 ~ 一 企業概 を業概

るか、企 候 譲 補 渡 な金井 をリ を ちス 勘掛ト 案け化

> ŋ 9 9 込 30 み社 面をの 談始リ めス めます。 交

一買はの収、 ま こついて秘密の間で提出を収候補者 ح せ Μ涉 現 & A が を行う 候 M ん 。 提供と RAの交渉 密保 0) 業 譲 供するすべて の交渉を始め 務渡 持 に前 契約 最影響に を 重が報 締のバる要出が 結情イ前なか漏 報ザにのねれ

イザー 和乗効果 が、企

場合、会社は経営者自身を映し場合、会社は経営者自身を映し場合、会社は経営者同士を知るりません。具体的な金額などシビアな条件交渉はあくまでもビアな条件交渉はあらまではありません。具体的な金額などシビアな条件交渉はある会社は経営者同士を知るがら買収候補者に説明します。から買収候補者に説明します。 やつ出場交ッMビり L します。 の資料 では

ステップ⑤基本合意契約 を

片が整ったらせ 合 意お 契瓦 約い のに

致させる仮契約です。法的投 致させる仮契約です。法的投 致させる仮契約です。法的投 がては買収側として残します。 を天秤にかけられないよう独 と天秤にかけられないよう独 と天秤にかけられないよう独 と大秤にかけられないような として残します。 収押力致M交 基本、 涉 & に 合 おいて合意 を進 めるとの し 認た 作的識内 成拘を容で ح で

ー (デュ ーデ

買収監査とは、譲渡リジェンス)を実施tステップ6買収監査 リジェンス)を実施する 関収監査とは、譲渡側の各種 買収監査とは、譲渡側の各種す。例えば、回収できない売掛す。例えば、回収できない売掛す。が計上された場合は不良債権 金が計上された場合は不良債権 かまける は、譲渡側の各種 関収監査とは、譲渡側の各種 関収監査とは、譲渡側の各種 金す立情が。場報 のべいのと ま が収 ŀ ・ラブ ル 回 と代権掛 まの種

ステップで

済契た買見れどれ外明明る以書進書意が交す Mに約め収落を20て債保保役外でめの契円渉べ & 向書に側と保くい務証証員にはて作約滑をき 所に M に 約 収 整 と 20 い る を 20 い る も 1 け が た A 1 け が た を行 書がまとまれば、あとは決情に進めばいよいよ最終合情に進めばいよいよう。株式譲渡契約に、引継ぎの仕方や退職に、引継ぎの仕方や退職をに、引継ぎの仕方や退職をに、引継ぎの仕方や退職をに、引継ぎの仕方や退職をに、引継ぎの仕方や退職をに、引継ぎの仕方や退職をに行うものません」、「訴えらいる事案はありません」、「訴えらいる事案はありません」、「訴えらいる事案はありません」、「訴えらいる事案はありません」、「訴えらいる事案はありません」、「訴えらいる事業はありません」、「訴えらいる事業にありません」、「訴えらいる事業にありません」、「訴えいる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式譲渡契約と呼ばれる株式によりません。 事項監 た手 ま が明が 一つとし ます 0

とら する さ へ 、 関成 てまた譲 をさら ま

賃上げ促進税制 令和4年度税制改 控除額拡充

さ以 れ上日 のことから、 ほ本 7 いま横 賃金 、ます。 ば 水準 4 うか 0) 状は 業府 況 で 実 で 法は あ 質 は人種では、人種を

る る と 年

制

度

です

除

で きる

(2)

1

千

改

Ê

0)

内

容

上で、前年度と者等が、一定の は額額 中代所作 所 0) を 得一税部 増加前 拡大促進 中 小 ざせ を 企 か 法 **から**. 仏人税場 業向 よりの要品して H 税 賃 It (個

ケー 度促の進 復習、 ススタ ディで整理してみ 改 正ポル している の内ト業 外給与等 制 合 上 内容と実際 · を る は 促 その 人 (事業) が、 では、 では、 でいた。 でいた。 でいた。 での、 でいた。 まの制げ

(1) 色小 申企 およそ以下に対しまるというでは、

す

á

お お 本 該当 す者 るの

うち

b

人時 1 組以使億 金 下 用円の する 0) 以額 個 下又 人従のは 事業員人資 金 主数 が 0)

が

人のうちその 所在する事業 です。パート でを関用人兼務側 ででもの が役員の特別 でする事業 所在する事業所につき作成人のうちその法人等の国内法人又は個人事業主の姉妹の雇用雇用者 同 ١ ١ 1帳に記 合 アル 載 された者 バ 1 :成さ 内に用 Ļ

様は当者囲の 親法特 族 人 殊れ を投資の機能を 個

ん。

(3)

的な賃上げを を減らす特例を するとともに、 を和4年 な本的な強化が

· 図ら を 数年 税 年

近では らした。

کے

段向進

け 制

がわ 分 は

たる控除

で、

期

が令

います。います。

ある者、

役

年3

用す

表

1

参

照

0

うます。

親等

内

.. の

税 が年

業向

合わり

%まで税額

は合わせて最大40k即年度比10%以上出りました。さらに新

上除は前

ゆる「賃上げ促進を減らす特例制度的な賃上げを行る

度と

制度の大枠は、変更ありませんが、雇用者給与等支給額が前年度比1・5%以上増加の場合は増加で増加額の30%の税額控除増加で増加額の30%の税額控除増加で増加額の5%、2・5%以上増加の場合のました。さらに10%以上増加した場合である。

0

永主と婚² また、 姻 Ĺ 当族 族、 関 該 ま 親 役で 係 族 事 員が配の業 又該 員同 偶節主

は

六

親

等

内

0)

(表1) 中小企業向け賃上げ促進税制…3段階で上がる控除率

者は事及

7殊関係者、個-8分別

者

も含みます

が

7の関係のあ7殊関係者、

0)

あ

る

The state of the s		
中小企業	控除率	
全雇用者の給与等支給額が前年度比1.5%以上増加	15%	
同 2.5%以上增加	30%	
教育訓練費が前年度比10%以上増加	さらにプラス 10 %	

(表2)大企業向け賃上げ促進税制…3段階で上がる控除率

	大企業	控除率
	継続雇用者給与等支給額が前年度比3%以上増加	15%
	同 4%以上增加	25%
	教育訓練費が前年度比20%以上増加	さらにプラス 5%

制 度 E 0) 用 語 0) 説

そこで、

13

ス中

、トを当に業向け

賃

上.

て、

崩

7月号 — 4

除あ者そ 支て算 しるかの給の上適雇 額に一条 いを受ける金質に充てるためば ま 対 主 する 文給 ず。 公金額と ただし、 給与等の 計 計 を報がの るのは 殊の 関支

大企業向



大企業向け(対象:青色申告書提出全企業)では、改正で対象者が新規雇用者ではなくなったことを考慮するとともに、増加割合の基準が中小企業向けよりも厳しいので適用には十分に留意する必要があります(表2分照)。 サール企業向けも控除税額は、当期の法人税の20%が上限です(所得税も間様)。

用し上者で額おいた。 をけ次 改 みます。こので、 非常に簡単 Ź 正 賃 るケー 後 である控いである控いである控いである控いである 額がの うく年度改工 0) 减 スです 税額 除 10 が 算 で税正 0 (設率%2例す制後 例40以・はがでの \ 試算 はがでの **全** 5 参 % 計の規 が増%雇算減定 ご適加以用し税に

参加費等) などを指します。
参加費等) などを指します。
で教育訓練等を行わせる場合
の費用(研修委託費等)、他
の費用(研修委託費等)、他
の費用(研修委託費等)、他
の

【設 例】

令和4年度改正規定による計算(令和4年4月以降開始年度)

中小企業者である A 社 (資本金 2,000 万円) の令和 5年 3 月期の調整前法人税額は 2,200 万円であり、雇用者給与等支給額等は次のとおりです。

賃上げ促進税制による減税額は、どのように計算されますか。

雇用者給与等支給額 教育訓練費の額

・前事業年度(令和4年3月期)・適用事業年度(令和5年3月期)

7,100万円 7,700万円 45万円 50万円

〈解答〉

1. 給与増加要件

雇用者給与等支給額(7,700万円)-比較雇用者給与等支給額(7,100万円)

比較雇用者給与等支給額(7.100万円)

- = 8.4% ≥ 2.5% (該当)
- 2. 教育訓練費の増加要件

教育訓練費の額(50万円) - 中小企業比較教育訓練費の額(45万円)

中小企業比較教育訓練費の額(45万円)

- = 11.1%≥10% (該当)
- 3. 中小企業者等税額控除限度額 (7,700万円 7,100万円) × 40% = 240万円
- 4. 上 限 額

調整前法人税額2.200万円×20% = 440万円

5. 税額控除額 440万円 3

440万円 ≥ 240万円 → 240万円

テレワークにおける メンタルヘルス対策

П

新型コロナウイ ルス感 お 染

レワー ミュニケーションが取りづらい」 がる恐れも指摘されてお 拡大を契機とし、企業に って様々なメリットがある ルヘルス対策 ワークの導入が進み メンタルヘルス不調につな 『間労働になりやすい」、「コ クに対応した適切なメン ワークは、 労使双方にと 進が b, 一方、 テ

> ークを行う際のメンタルための手引き」を基に、 3 今月回 お けるメンタルヘルス対策 には 公開 意点をお伝えします。 厚 ΰ た 省 ĺ が ヘヘルス テレ ワー ワ 0

メンタルヘルスへ の

けの場 6 要因」、「個人的 0) スト レ スト ス要因」、「 i 日な要因」、「職員」、「職員」、「職員」、「職員」 図」に分 場以外 で分

覧く に対する対策例は、「二 とが重要です。それぞれの要因 早期発見し適切な対応を行うこ レス要因に対応した取組 しながら予防策を講じることや、 これらのスト 、ださい。 レ レス要因 を把 スト

職場のスト レス要因

- 上司や同な対人関係
- 会話 1 L る コミュニケーション不足によ 管理職 孤独 ようとすると、 や相談がしづらくなり、 つながる恐れ 感 が、 ・孤立感を感じる。 悩 僚等との何 む。 部下の状況の把 ハラスメン 過度に管理

- な スを感じる。 的 で は負担の働く場合 窓率が低 な負 下する。 集中 0) 合の光熱費 ため が でき スト 9
- 3
- くなり、 きにくい きにくい等の問題が生じる。 結果として長時間労働に気付 労務管理等が難しくなり、の不明確さや偏りが生じる。くなり、役割分担や業務内容お互いの働き方が見えづら出事の量的負担 0)
- トレスを感じる。働者が、テレワー I C T 適正度 に苦手意 ワーク自 識 0) あ 体に る ス労

(4)

- (5) け中等 中に上司から過度な監視を等への対応を要求、就業時業務時間外のメールや電 ハラスメント。 α監視を受 就業時間 −ルや電話
- 働 テレワークを実施、た等のハラスメン 者とそうでない労働者の 不安を感じる。 場以 価について、 心できる 不公平 感処労
- · ① (二) 歴環 境 の ₹
- で 00 理解レデテレ 7・協力が5 得対

(2)

- じやすい 一人暮ら れ ず、 ス しの場 1 合の 独感等を感 感じ 傾 向る
- (2) を行うことが出来るため、 個 いまいになってしまう。 事とプライベートの区別が 通 ワーク・ライ 人的な要因(生活習 勤がなく、 フ・ e V つまでも業 バラン ス
- 体調 (管理)
- 眠が き方が変わることで生活リとで運動不足となったり、 ムが不規則となり、 通 動や外 十分に取れなくなる。 出等が なくなるこ 食事 Ŕ ズ働 腄
- 原因で、 分転換しにくくなること 身体的な体調不

ストレス要因に対応した取

を掲げます ストレス要因に対応した取 テレ ワーク下における職場の 組 例

- る 取職 4組 のスト レス要因に 対
- コミュニ ケーション活性 化

(1)

システム等の積極 ミュニケーションをとる ヤ ・ット や オンライン会議 的な活用

以議定 外等 化 £ 部 下 0)

0) で 0 交 0)

と同 労場 働合 うこと等を通じて、う、労働者に教育・ ず、事務所 " 自宅等でテレワ 自宅等でテレワ 同等の作業環境側安全衛生規則の **小環境** ワ 0 ĺ たとなる 作助 衛規を に業環境 なるよ なるよ り を を を を を を を る よ 行

を整えることが重要です。
労働者の中には、自宅等のの作業が困難な場合が現場では、自宅等ので、サテライトオースの利用等、自宅以外での作業が困難な場合がの作業が困難な場合が 有 の フ イ です

(4)

い経 は 全部負別 る済全事的部 作用 済的な負担の軽減を図って全部負担する等、労働者のな費用を企業が一部もしく作業環境を整えるために必 例が負 例 あります。 軽減を図

(3) ŋ お労 適 |切な労務管 ワー 行うことが ク 0 が理 安心し を場理 明確に できるよ してテレ 化お にして

テ

ワー

#

トな

行うなどして、

まがや るように、自理を的な することが 確に行うこ ع

える化 りも 業 務上 くいため、 が新理 テレ 司による労働 することで、 ま お ります。 をサポート 等 互. ワ í 0 ツー ク 取 場き方が 労働時 時間管理や ル を を有 している 進 が め が見えに 間 たり、 に 0) 企業 見活

ただし、業務上必要性のない 1対1でのオンライン会議い 1対1でのオンライン会議のことを強制する等はハラスることを強制する等はハラス

ク自体 こと 0) レ のも う / 自体がストールまく活用で ワー ツー ツー あります。 があ 働 く活用できず、テレワー働者の中には、ICTがールの活用支援 -クを | | できち | 業務内 | ります。 0) 0) 活用 問 利用できる労働者 アレワーク導入 アレスとなる場合 問題に対ける人と整理 方法に 処 理 姓するこ ポ円つ 小滑い 7

> (5) テハ 7 ラス ハメント

め口対取ハ 5 の設置 ラス 組 テら 象とした周 が レ ハメント ます 必 ワー 要で • -ク 下 周 知等 知あの 知等の取組が求 別啓発や相談窓 の防止のための b, お 11 7

すの時者。研にを を対 修お 修を行った事例がありおけるハラスメント対対象として、テレワリンリーク導入時に全営 全労 ワー 対 ŋ ま策 働 ク

6 感 処遇 0) 対応 P 評 価 対 でする不

をがが遇働 7 者とそうでない労働者テレワークを実施でき ます。 が機い期等司感処労

$(\underline{\hspace{1cm}})$ 以外 の)要因 対 する 取

1 呼 び 家 か庭 宅 しでテ H レ 族 ワー 0 理 クを 解 実 協 施 力 す 0

> る 場 重 ح 中な り庭 理 解 協

> > 力

(2) び 族にも伝 確 芸を労働者本人だけでなく家はおける働き方の特徴や注意企業の中には、テレワーク ワー 掛 武業の中 保 け ている事例があります。は伝え、理解・協力を呼 ケ・ ライ ・フ・ ランス

国人的な要医にまった。 「個人的な要医にまった」 自宅等でのテレワークにより 食事等の生活習慣が乱れる場合 であることで、運動不 であることで、運動不 であることで、運動不 とれべっし を設けるなどしてチームによるオン 夫をしている事例が切りをつけやすく テ いった声 レ ワー けやすくする等の工などして、仕事の区よるオンライン会議 にが区 ク つ聞別でいかがは があります。 て、 れつ仕 ます。こ き 事 づら 定 や 一時に プ ラ 11

フ情 ケアが 報 こうした問 てい 発信 H ける等の取組を行ってい者参加型で運動を行う時いる事例や、特定の時間が適切に行われるよう啓が適切に行われるよう啓した問題に対して、名種

3R+Renewable

これまでのリサイクルは、3R、つまり、ごみを減らす(リデュース:Reduce)、繰り返し使う(リユース:Reuse)、資源として再利用(リサイクル:Recycle)の取組みを通じて、ごみや廃棄物を可能な限り減らしその廃棄焼却や埋め立て処理施設による環境負担を軽減してきました。マイバッグの活用や古着の再活用、フリーマーケットの利用なども含まれます。

最近はさらに進んで、3Rに加えてリニューアブル(Renewable)という言葉を追加した「3R+Renewable」という言葉をよく耳にします。

リニューアブルとは「再生可能な資源に替えること」です。レジ袋のほとんどはプラスチックで使うとごみになりますが、プラスチックに替えて繰り返し使える素材としてバイオマスプラスチックが登場しました。繰り返し栽培できる植物を原料にバイ

オマスプラスチックは微生物によって分解 される性質もあり資源を循環させることが できると考えられています。

このように環境への負荷が大きいプラスチックなどの素材をバイオマスプラスチックのような循環型の素材に替えていこうというのがリニューアブルの考え方で、日本でも2030年までにバイオマスプラスチックを約200トン導入することが目標となっています。

2022年4月1日より、プラスチック資源循環促進法(「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」)が施行されました。プラスチックのサイクルを設計・製造段階、販売・提供段階、排出・回収・リサイクル段階の3段階にわけてそれぞれの段階で行うべき項目が決められています。

プラスチックを規制するための法律ではなく、資源を循環させる取り組みを推進させるための法律です。消費者の行動様式やニーズが大きく変化する可能性があり、ビジネスチャンスが潜んでいます。

さゅうり封じ

7月になると京都では

祗

園

をかうり封じは、 表であるきゅうりを あが八坂神社の御神 であり、きゅうりの であり、きゅうりの であり、きゅうりの であり、きゅうりま が 脚神紋に似て の輪切りの を 1 ま 食することは 坂 日本三大祭り 神社の祭礼 うり か りの 月食べ を て 1)

うりとともに封じ込めたい、一年人の知恵でコロナ禍も気平癒を願います。気平癒を願います。は祈祷し対じ込め土に埋め病を移し封じ込め土に埋めば祈祷してもらったきゅう を行う寺院 ので願園 なく、なく、 ることで 伝 統 6す。京都12無事に終っ 行 (T事としてきゅうりお) ・土用の丑の日に厄吟す。 京都では祇園祭だ もあ 封じ込めたいとこ ところを撫でて えら散 Ŋ たきゅうりを は祇園祭だけっれることを 参拝者たち 祈 に厄除け せめて ŧ 封 除 き

朝活を3日坊主で 終わらせないために

朝活は、文字通り「朝に活動する」ことですが、具体的には運動、資格の勉強、読書など朝の頭の冴えた生産性の高い時間を有効活用することです。まず、起きてから何をしようというのではなく、モチベーション維持のためにあらかじめやることを決めて、スケジュールに組み込んでおくことが大切です。

なぜ朝なのかというと、太陽光を浴びることで脳内の神経伝達物質の1つの幸せホルモンとも呼ばれる「セロトニン」が分泌され、気分や感情がコントロールされ精神を安定させる作用があるからです。是非早起きした際には20分から30分窓際で日光浴か外で散歩することをお勧めします。

3日坊主で終わらせず習慣化するには、 夜型を一気に変えるのではなく、少しずつ 早めることがポイントです。そして、睡眠 を削らず早めた分早く寝ることを心掛けて ください。